役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スケート連盟(以下単に「当連盟」という。)細則第5条 第6項に基づき設置される役員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)の選考手続 と運営等に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、評議員会に付議する役員選任議案を審議する理事会の諮問に応じ、最終の 役員候補者(理事及び監事)を選考し、答申することを任務とする。

(委員の選任)

- 第3条 選考委員(以下「委員」という。)は、細則第5条の定めに基づき理事会が選任する。
 - 2 委員の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 当連盟又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の 業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者を含む)
 - 3 選考委員の外部委員及び評議員それぞれ2名のうち、1名は女性とする。

(委員に欠員が出た場合の措置)

第4条 委員に欠員が出た場合には、速やかに前条の定めに基づいて新たな選考委員を選任しなければならない。前項により選任された選考委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員の解任)

- 第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、選考委員会の決議によって、理事会に対し、そ の委員の解任を求めることができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - 2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の3分の2以上の委員が出席し、その過半数をもって行う(以下「特別決議」という。)。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(役員候補者の推薦)

- 第6条 細則第2条に定める選出区分のうち、加盟団体代表は各ブロックの代表者において、 部門代表は各部門の部長において、役員候補者の推薦書を会長に提出し、会長は、自ら 推薦する有識者である役員候補者と一括して、全候補者を選考委員会へ提案するもの とする。
 - 2 加盟団体代表の役員候補者の推薦は、各ブロックにおいて、男性候補者と女性候補者 それぞれ 1 名ずつ推薦するものとし、その優先順位とその理由を推薦書に記載するも のとする。

(選考委員長)

第7条 委員の互選により、選考委員長1名を置く。選考委員長は外部委員を充てるものとする。

(選考委員会の招集)

- 第8条 選考委員会は、選考委員長が招集し、その議長となる。
 - 2 選考委員長は、必要があると認められる場合、関係者に出席を求め、意見を聴取し若しくは説明させることができる。

(招集通知)

- 第9条 選考委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、 開催日の2週間前までに各委員に対し通知しなければならない。
 - 2 選考委員長は、前項の書面による通知の発出に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
 - 3 前2項の規定に拘わらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく選考委員会を開催することができる。

(選考委員会の決議の方法)

第10条 選考委員会の決議は、その決議について、特別の利害関係を有する者を除く委員の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、 外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(決議の省略)

第11条 選考委員が、選考委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選考委員会決議があったものと見做す。

(報酬)

第 12 条 弁護士、公認会計士その他の外部専門家に委員を委嘱する場合、出席の都度、当連盟は 当該専門家の報酬基準に照らし相当な金額の報酬を支給することができる。

(議事録)

第13条 選考委員会の議事については、速やかに議事録を作成し、選考委員長並びに出席した 委員全員が署名押印する。

(守秘義務)

第14条 選考委員長並びに選考委員会に出席した者は、審議等で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第15条 選考委員会の事務局は、当連盟の事務局総務担当が当たる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年1月24日から施行する。